



Title	新発現の唐代コータン地域軍鎮関係官文書
Author(s)	栄, 新江
Citation	内陸アジア言語の研究. 2018, 33, p. 1-10
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/71362
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

新発現の唐代コータン地域軍鎮関係官文書

榮 新江^{*}
(訳: 白玉冬^{**})

1. はじめに

2005 年以来, 中国国家図書館善本部には, 相次いでコータン(于闐, 和田)地方からの漢語・コータン語・梵語・チベット語文書が寄贈されている。2010 年に, 新たに設立された中国人大学博物館にも一連の文書が贈呈された。内容からみれば, これも同じくコータン出土の漢語・コータン語・梵語・ソグド語などの言語で書かれた文書であることが知られる。そのうちの漢語文書の内容から判断すると, 国家図書館・中国大学博物館の両処が収藏する文書の間には一定の関連があり, また同時にスタイン(M. A. Stein)・ペトロフスキイ(N. F. Petrovsky)・ヘディン(S. Hedin)らが収集したイギリス・ロシア・スウェーデンのコレクションの中のコータン出土漢語文書とも互いに関係する。

周知のように, 唐は顯慶二年(657)に西突厥の阿史那賀魯の勢力を滅ぼし, 西突厥の諸部及びそのコントロール下にあった西域諸国の領地は唐朝の版図内に組み込まれ, 唐朝はコータンを含む西域諸国の宗主権を正式に掌握した。翌年, 唐朝は安西都護府をトルファン盆地の交河城からクチャ(亀茲)国の都(今の庫車)に移し, その下に亀茲, 于闐, 焉耆, 疏勒の四鎮を設置し⁽¹⁾, 唐朝の軍事鎮防システムをタリム盆地にまで拡張し, これにより西域の最重要地域を確実に掌握することを狙った。しかし唐軍の兵力が不足していたため, 安西四鎮は吐蕃及び西突厥余部の連合軍に挾撃されて, 唐と吐蕃との間でしばしば争奪された。長寿元年(692), 唐の將軍王孝傑が軍を率いて安西四鎮を回復し, 同時に重要な措置を取った。それは漢兵3万人を徵發して四鎮に鎮守させることであり⁽²⁾, ようやく安西四鎮の統括下にある地域を, 比較的安定して控制できるようになった。

中国大学博物館所蔵のコータン出土漢語文書中には, 2点の極めて判読し難い文書がある。そのうちの1点は2つの文書が重ねて書かれており, その文書の一つの末尾部分には「延載貳年

* 北京大学中国古代史研究中心教授 (RONG Xinjiang, Professor, Center for Research on Ancient Chinese History, Peking University)

** 蘭州大学敦煌学研究所教授 (BAI Yudong, Professor, Institute of Dunhuang Studies, Lanzhou University)

(1) 安西都護府がはじめて亀茲に移され, また四鎮の設立年代については, 張廣達『唐滅高昌国後の西州形勢』, 『東洋文化』68, 1988, pp. 87–89 (張廣達『文書・典籍与西域史地』, 桂林: 広西師範大学出版社, 2008, pp. 136–139) による。

(2) 『旧唐書』卷148・西戎伝・亀茲の条, 北京: 中華書局, 1975, p. 5304.

臘月 日典□□牒」とあり、文中の「載」・「年」・「月」・「日」はすべて武周新字を使っている。延載二年は西暦 695 年である。同じ面の別の文書には、コータンの地名「坎城」がみえるので、この延載二年の文書も同じくコータン現地作成の文書であると確定できる。これは、今までに発見された紀年を持つコータン現地作成の文書のなかで最も古い。この文書は、文書全体の内容を正確に読み取るための重要な手がかりを提供するだけでなく、はじめて現れる唐朝の年号も、唐朝の勢力がコータン王国内に進出していたことを示す重要な証拠である。

かつて張廣達氏は、「唐朝は天山南北、パミール東西に羈縻州府を設立し、あわせて現地の在來の首領や国王を刺史もしくは都督に任命した。その目的は明らかにおのの民族首領に各自の民政を処理させることにある。しかしながら、長寿年間以来、各羈縻州府の所在地には漢軍の兵馬を統率する鎮守使をも設けた。こうして、現地民族の都督や刺史が設置された地域には、節度使が派遣した節度副使・鎮守使も存在することになった。このように、いくつかの地方には一種の胡・漢が結合した軍政体制が出現した」と指摘された⁽³⁾。コータンからの新出文書は、唐朝の軍事システムとコータン王国の行政システムとの関係、あるいは六城地区の各級の行政編成と軍事防御システムの検討する上で、いずれにも有力な手がかりを提供する。

2. 新出文書

新たに発見された文書は主に坎城と傑謝地区に集中し、それぞれ等級の異なる官府間でやりとりされた各種の公文である。それらは、唐朝鎮守軍の各級機構の間で、またそれらがコータン王国の各級地方行政部門の間での公文書のやりとりを理解するまでの情報を提供する。ここでは、吐蕃等の敵対勢力がコータンへ侵入することを防ぐための処置に関する公的文書数点をとりあげる。

文書 A 「唐傑謝鎮官王子游帖都巡楊光武」(BH1-5) :

- | | | |
|---|------------------|--------|
| 1 | 傑謝鎮 | 帖都巡楊光武 |
| 2 | 當界賊路等 | |
| 3 | 右為春初雪消山開，復恐外寇侵 | |
| 4 | 陵，密來侵抄。帖至，仰當界賊路， | |
| 5 | 切加遠探候，勿失事宜。似有疏 | |
| 6 | 失，軍令難舍，三月十五日帖。 | |
| 7 | 權知鎮官左武衛大將軍王子游 | |

これは傑謝鎮を「權知（臨時に責任を負う）」の鎮官・左武衛大將軍の王子游が、「都巡」楊光武にあてた帖文であり、日付は某年三月十五日である。この時はすでに季春の時節になり、山間部の雪が融け、道路が通じるようになる。外敵の侵入・襲撃・掠奪を防ぐために、王子游は「都巡」楊光武に帖を下し、所管する「當界」内の各「賊路」上の軍事拠点に命令して、人員を遠方にまで

⁽³⁾ 張廣達「唐滅高昌國後の西州形勢」、『文書・典籍与西域史地』、pp. 149–150.

偵察に派遣し、事態を誤らせないようにさせた。もし失態があった場合、軍法で處置することにするというものである。

唐代の政治運営中、節度使府・州縣ないし軍府・軍鎮等の官署はかつてみな広範囲に「帖」という下行文書を利用して公務を遂行していた。雷聞の論文「堂帖與諸帖：唐代帖文的形態與運作」が帖についての研究史を整理しているので⁽⁴⁾、ここでは彼のまとめを借りておく：早くも1960年に内藤乾吉はすでにトルファン文書中の数件の帖文書残片、例えば大谷1038「唐西州天山府下校尉高堅隆團帖」等に注意した⁽⁵⁾；その後、唐長孺は『木蘭詩』の一文「昨夜見軍帖」の解説にあたり、「帖」の本来の意味に溯って議論し、あわせて「一種の文書形式としての帖は、南北朝の時にはまれにしか見えないが、唐代には一般的に用いられた」と指摘した。唐氏はまたトルファン・アスター出土の数件の初唐の県帖を提示した⁽⁶⁾。中村裕一もまた敦煌・トルファン両地出土の数件の帖文を紹介し、両地の帖文の書式上の差異について簡単に分析を行った⁽⁷⁾。坂尻彰宏は敦煌文書の榜文と「帖」との関係について論じた⁽⁸⁾。2007年に、樊文礼・史秀蓮は「唐代公牘文“帖”研究」という論文を発表した⁽⁹⁾。そこでは先行研究への注意が行き届いておらず、また出土文書にも十分な注意を払っていないが、堂帖を府帖・州帖・県帖と結びつけて論じたのは炯眼と言ってよい。2007-2008年に、赤木崇敏は敦煌トルファン文書を利用して唐代前半期の地方官府の文書行政を議論し、帖文に対しても検討を及ぼしている⁽¹⁰⁾。2009年に、荒川正晴はあらためてクチャ・コータン等の新疆地域から出土した唐代の帖文原件を検討し、羈縻制度下の帖文の物資徵發における機能を揭示した⁽¹¹⁾。

このたびの新出文書も、唐代公文書の一つである帖文の西域地区での通用について、さらなる例証を提供するものである。

さらに、この帖文に記述された事柄は、また引き続いて探求することができる。中国大学博物館所蔵GXW0191号に「唐傑謝鎮上守捉狀爲巡探事」という文書がある。その内容は以下の通りである。

(4) 雷聞「堂帖與諸帖：唐代帖文的形態與運作」『中国史研究』2010-3, pp. 89-116.

(5) 内藤乾吉「西域發見唐代官文書の研究」、『敦煌吐魯番社会經濟資料（下）』（西域文化研究3）、京都：法藏館、1960, pp. 27-29.

(6) 唐長孺「〈木蘭詩〉補正」、『唐長孺社会文化史論叢』、武漢大学出版社、2001, pp. 243-245.

(7) 中村裕一『唐代公文書研究』、pp. 143-145, 262-265.

(8) 坂尻彰宏「敦煌榜文書考」、『東方学』102, 2001, pp. 49-62.

(9) 樊文礼・史秀蓮「唐代公牘文“帖”研究」、『中国典籍与文化』2007-4, pp. 8-12.

(10) 赤木崇敏「帰義軍時代敦煌オアシスの税草徵發と文書行政」、『待兼山論叢』（史学篇）41, 2007, pp. 27-53；赤木崇敏「唐代前半期の地方文書行政：トルファン文書の検討を通じて」、『史学雑誌』117-11, 2008, pp. 75-102.

(11) 荒川正晴「唐代中央アジアにおける帖式文書の性格をめぐって」、土肥義和（編）『敦煌・吐魯番出土漢文書の新研究』、東京：東洋文庫、2009, pp. 271-291. 本文付録に「帖式文書一覧表」があり、クチャ・コータン・トルファン出土の帖文を収録している。

文書 B 「唐傑謝鎮上守捉狀爲巡探事」(GXW0191)

1 傑謝鎮 狀上
 2 當界賊路三月下旬
 3 右得行官陳玉詮等貳人狀，稱：奉帖令至邊
 4 界已來巡探，羅截□知動靜，迴日速報者。謹
 5 依。至削計寧(?)已來，探候羅截，亦無動靜。所領
 6 筋腳，並平安□□，□[]具狀錄申守捉
 7 聽裁者。謹錄[狀上。]
 8 牒 件 狀 [如 前 謹 牒。]
 9]毛卜生 牒

牒文中の缺字で比較的に明らかなものについては、上のように推補しておいた。最後の一行は別の断片であり、本件と接合するかどうかは確実ではない。「毛卜生」は、本件と密接な関係を持つGXW0126「毛卜生牒」(本文書 D) を根拠に判読した。

この牒文は傑謝鎮が上級の官府に提出した報告であり、三月下旬に「當界の賊路」を巡視した情況を説明している。文書の記載内容は、行官の陳玉詮ら二人の状を受け取ったところ、彼らは帖令（上の「王子游の帖」あるいは同類の帖文であろう）を受け取り、「邊界」地帯を巡視するよう要められた。「羅截」は探索し待機するという意味で、「邊界」を偵察・監視して、帰還時に速やかに報告することを言っている。陳玉詮ら二人は謹しんで帖文の命令に従って行動を取り、遠く「削計寧(?)」から各処の「賊路」にまで至って偵察・巡視したが、いかなる異変も発見しなかった。その率いた「筋腳（人馬のこと。筋は馬、脚は人をさす⁽¹²⁾）」も無事である。傑謝鎮將の陳玉詮らは状文を録し、上級の守捉に提出し、その裁決を聴取し、次の段階の指示を待つ。この文書の上には印の痕跡があるので、正式な官文書である。

内容から見れば、この牒文が記録する陳玉詮らの状で述べられているのは、即ち上述した王子游の帖文命令を受け取った後の行動である。この羅截探候の結果は、傑謝鎮から更に一つ上級の守捉に報告される。この守捉は坎城守捉の可能性がもっとも高く、それは傑謝鎮から最も近接する上級の軍事機構である。

以上の 2 点の新出文書はいずれも年代不明であるが、あるいは、中国大学博物馆所蔵 GXW0171+(+)GXW0126 号「唐大曆十年（775）四月兵曹典成公暉牒」が上掲の帖文・牒状と関係するかもしれない。その録文は以下の通りである。

⁽¹²⁾ 畢波「和田新発見漢語・胡語文書所見“筋脚”考」、栄新江・朱玉麒（編）『西域考古・史地・語言研究新視野：黃文弼与中瑞西北科学考查团国际学術研討会論文集』、科学出版社、2014, pp. 339–347.

文書 C 「唐大曆十年（775）四月兵曹典成公暉牒」（GXW0171 + GXW0126）

1 兵曹
 2 當界諸賊路堡鋪等
 3 牒奉處分：訪聞焉耆賊軍未解，吐蕃寄情⁽¹³⁾，慮
 4 有曜兵，密來此界劫掠。事須散牒所由，切加提
 5 撕，以備不虞。謹以牒陳，謹牒。
 6 大曆十年四月 日典成公暉牒
 7 十三日□行[
 (後 缺)

ここにみえる「兵曹」とは、コータンに鎮戍する于闐軍の兵曹か、あるいは節度副使に属する兵曹を指すものであろう。「兵曹」の下では受取人の名称が省略されている。兵曹の典（胥吏）である成公暉の牒文の主題は、所管界内各処の「賊路」上の堡・鋪等の機構に関するものである。兵曹が上級からの指令を奉じたところ、敵がまだ焉耆の包囲を解いておらず、吐蕃もまたタリム盆地南縁のコータンをも窺っているという情報を得たので、コータン方面でも吐蕃からの「曜兵」があり⁽¹⁴⁾、密かに接近してきてコータン界内を掠奪することが想定されるので、このことを当界賊路上の堡・鋪等の機構の責任者（所由小吏）に別々に通告して、彼らに必ず防備を固めさせ、突發事態に備えさせよ、というものである。日付は大曆十年四月であり、日付の上に朱印の痕跡があるらしい。末尾にある官員の判詞によると、日付は四月十三日である⁽¹⁵⁾。

按するに、上掲の文書 A・B の 2 点は、某年三月にはコータンではまだ賊人が活動する様子が発見されていないと言う。この文書 C は、大曆十年（775）四月時点でコータンの北境に敵が活動している状況を示す。一方では焉耆が「賊軍」に包囲され、一方では吐蕃がコータンに来襲する可能性があるという。漢文史料に記録された焉耆の龍姓王朝の最後の王は、『悟空行記』で言及された龍如林であり⁽¹⁶⁾、時は 788 年前後である。これ以前、焉耆地区には特に大きな戦闘はなかった。大曆十年の時、吐蕃はまだ河西回廊征服の過程にあり、十一年に瓜州を攻め取り、さらに進軍して沙州を包囲するが、終始強攻することではなく、貞元二年（786）に至ってようやく沙州を投降させる。吐蕃軍はこれより西進し、貞元六年（790）には一度北庭を占領するも、一進一退の長期戦に陥り、最終的にウイグルに敗北する⁽¹⁷⁾。吐蕃軍はさらに西に向かわなければ、焉耆に接触するこ

(13) 文書中の「寄」字は確定できず、或いは「多」と解釈すべきかもしれない。「多情」二字も頗る理解しがたいが、或いは「性情多變」を言うであろう。

(14) 「曜兵」は或いは「躍兵」のこと。按するに、古文中によく見える「曜兵」はただ多く動詞をなし、兵力を誇示することを指す。

(15) 類似する文書の研究として、李吟屏「発現於新疆策勒県的唐代漢文文書考叢及研究」、『西域研究』2009-2, pp. 76–82.

(16) 『悟空入竺記』、『大正新修大藏經』第 51 冊, p. 980.

(17) 森安孝夫「増補：ウイグルと吐蕃の北庭争奪戦及びその後の西域情勢について」、流沙海西獎学会（編）『アジア文化史論叢』3、東京：山川出版社、1979, pp. 226–299; T. Moriyasu, "Qui des Ouigours ou des Tibétains ont

とはできない。従って、大曆十年時点では焉者を包囲していた賊軍は、どうも吐蕃ではないらしい。これはまた、吐蕃がコータンに進入する道としては、東面の石城（若羌）・且末からのルートも排除できないということである。それゆえ、コータンの防備する「賊路」は多くは東面一線にある。本文書は恐らく于闐軍の兵曹が坎城守捉管轄下の「當界諸賊路堡鋪等」に発給したものであろう。時間から言えば、この「成公暉牒」が上掲の「王子游帖」・「毛ト生牒」と同グループの文書に属するか否かはさておき、これらの文書はいずれも傑謝鎮が保管した官文書である。

これ以外に、なお関係するいくつかの文書の断片があるので、その録文を提示する。まずは中国科学院博物館所蔵 GXW0126 「毛ト生牒」である。

文書 D 「毛ト生牒」 (GXW0126)

1 [傑]謝鎮
 2 當界賊路四月十[
 3 右件⁽¹⁸⁾押官[
 4 羅 截 並]□請
 5 處分[]上
 6 牒 件 狀[如 前, 謹 狀.]
 7 □
 8]□^(衛)率毛ト生牒
 9]□[]□
 (後 缺)

これは 6 つの断片を接合した文書であり、一部分はまだ確定的ではない。もしこのように文書を接合することができるとすれば、この牒文は、傑謝鎮が上司からの通報を受け取った後に、管轄下の機構に伝達したものと考えられ、そこでは四月十某日にコータン界内の「賊路」に対する巡視を強化するように指示している。これ以下は残欠が甚だしいが、おそらくは指示に違反した場合に軍法により処置する、という文言があったであろう。

この他にも、関係する文書の断片として中国科学院博物館所蔵 GXW0083 「唐殘帖」がある。録文は以下の通り。

文書 E 「唐殘帖」 (GXW0083)

1 帖傑謝賊路行官□ [
 2 右檢上件 [
 (後 缺)

⁽¹⁸⁾ gagné en 789–792 à Beš-balīq?", *Journal Asiatique*, 269, 1981, pp. 193–205.
 (18) この二字は墨で塗りつぶされている。

ここでは傑謝地区の賊路の巡視を担当する人員としての行官が言及されており、上掲の「唐傑謝鎮上守捉狀爲巡探事」に引用されている行官の状文と対応する。

さらに、中国大学博物館所蔵 GXW0223 「唐殘牒爲吐蕃事」は以下の通りである。

文書 F 「唐殘帖」(GXW0083)

- 1]□
- 2 吐蕃賊五十騎[
- 3 賦被都守捉[
- 4 □表收狀稱[
- 5 □□□□[

吐蕃の賊軍が来襲し、その数は合計 50 騎であることが記される。文書を発行した機構は不明であるが、文書中に言及された「都守捉」は、傑謝鎮の上に位置する坎城守捉よりもさらに上級の機構のはずである。それゆえ、文書の発信者は坎城守捉より若干上位の機構であった可能性が高い。文中の「五十騎」には朱色の印鑑の跡があり、その第一字は「毗」であるから、印文全体はおそらく「毗沙都督府之印」であろう。とすれば、これは毗沙都督府が都守捉に発給した文書かもしれない。文書の日付は四月下旬のはずであり、その時にはすでに吐蕃の賊軍 50 騎の情報が把握されていたのである。

3. 「賊路」と「探候」

上で引用されたコータン出土の于闐軍・鎮の間、あるいは地方の羈縻州官府と唐朝の駐屯軍との間を行き來した文書の中に、一部の用語は一般的な語彙ではなく、唐朝の官文書に特有の用語であることがわかる。ここでは二つの例を挙げる。

(1) 賊路

『通典』卷 157・兵典 10 には、次のように記される。

諸軍馬擬停三五日，即須去軍一二百里以來，安置燐烽，如有動靜，舉烽相報。其烽並於賊路左側逐要置，每二十里置一烽應接，令遣到軍。其遊弈馬騎，晝日遊弈候覗，至暮速作食，喫訖即移十里外止宿，慮防賊徒暮間見烟火，夜深掩襲捉將。其賊路左右草中，著人止宿，以聽賊徒如覺來，報烽煙家，舉烽遞報軍司：如覺十騎以上，五十騎以下，即放一炬火，前烽應訖，即滅火；若一百騎以上，二百騎以下，即放兩炬火，準前應滅；賊若五百騎以上，五千騎以下同，即放三炬火，準前應滅。前鋒應訖，即赴軍，若慮走不到軍，即且投山谷，逐空方可赴軍。如以次烽候視不覺，其舉火之烽即須差人，急走告知。賊路既置燐烽，軍內即須應接，又置一都烽，應接四山諸烽。其都烽如見烟火，急報大總管，云“某道烟火起”，大總管當須嚴備，收拾畜生，遣

人遠探. 每烽令別奏一人押，一道烽令折衝，果毅一人都押。⁽¹⁹⁾

ここでは行軍中の軍馬を停止させる際の段取りを述べているが，辺境地区は賊衆に直面し，当地の軍鎮・守捉・烽燧もまた同様に「賊路」に布置しなければならない。その方式は上の『通典』の「兵典」と同じく，仔細に規定されていたはずである。コータン地区は沙漠地帯に位置し，必ず烽燧があるとは言えないものの，通報・應接の方式は上の『通典』の規定と同様のはずである。明らかに，「賊路」は普通の道路ではなく，賊人が襲撃に来る可能性のある道を指すのである。

『通典』卷152・兵典5は次のようにいう。

土河，於山口賊路，橫斷道，鑿闊二丈，深二尺，以細沙散土填平，每日檢行，掃令淨平，人馬入境，即知足跡多少。⁽²⁰⁾

「土河」とは一種の防御設施であり，山口の「賊路」に設置されるもので，即ち山口の賊路が通るところに広さ二丈，深さ二尺の穴を掘り，きめの細かい砂を埋めて地表を平らにならしておく。もし人馬が経過すれば，その足跡の状況から軍隊の多少を推測することができる。これは，文書A「王子游帖」で，「雪消山開」したため「當界賊路」で「遠探」を加えなければならない，と称する点とまさに符合する。

(2) 「巡探」・「探候」

『通典』卷157・兵典10には，また次のようにいう。

諸軍營隊伍，每夜分更 令人巡探 人不得高聲唱號 行者敲弓一下，坐者扣三下，方擲軍號以相應會。當營界探，周而復始。擲號錯失，便即決罰。當軍折衝，果毅，並押鋪宿，盡更巡探，遞相分付；虞候及中軍官人，通探都巡。⁽²¹⁾

ここでは行軍している軍隊が夜中に駐屯する時，人員を配分して交替で「巡探」し，終始軍營を囲んで巡査しなければならないと述べている。節度使体制下の鎮軍時代に入ると，コータン周辺の軍鎮・守捉は，夜中でも巡査しなければならない。さらに有事に際しては，日中でも人員を派遣して「賊路」を巡視させ，遠方まで偵察させなければならなかつたのである。

『冊府元龜』卷992・外臣部・備禦門には，もう一つの具体的な制書が保存されている。その内容は以下のようである。

開元十六年（728）三月丁未制曰：隴右河西，地接邊寇，雖令團練士卒，終須常戒不虞。如聞吐蕃尚聚青海，宜令蕭嵩，張志亮等審察事勢，倍加防禦，當須畜銳，以逸待勞。其當賊路，

(19) (唐) 杜佑 (撰)『通典』卷157, 中華書局標点本, 1986, pp. 4029–4030.

(20) 『通典』卷152, p. 3901.

(21) 『通典』卷152, pp. 4031–4032.

其要害軍縣處，須量加兵馬，任逐便通融處置。仍揀擇有幹略人檢校，明爲探候動靜。須知主將已下，若捉搦用心事無不理者，當加重賞，如廢官慢盜式遏乖所者，必實嚴憲。仍曉示，使各勉職，以副所委。⁽²²⁾

コータンの位置する西域地区は、隴右・河西と同様に、敵の侵寇を被る地帯である。それゆえ、ちょうど「賊路」に当たるところに兵馬を増強し、もって敵方の情勢を「探候」しなくてはならない。もしも何らかの失態があれば、厳重に罰するべきである。これは朝廷から下達された制書であるが、具体的に言及される防御措置は賊路での「探候」であり、上掲のコータン出土文書にみられる状況と一致する。

『武經總要』卷15・行軍約束には次のようにいう。

凡探候得賊事宜，并與鄰道主將密相關報。⁽²³⁾

この一文は、探候がもしも敵の情況を偵察し把握した際には、即刻に隣接する地区の主将に通報し、協同して敵に対応しなくてはならないということを物語る。

これらの事例から、コータン出土文書中の「巡探」・「探候」などの語彙は唐朝の官府文書において特定の意義をもった用語であり、その背景には一連の制度運用が存在していたことが知られる。

唐朝の賊路での巡探に対する規定について、我々はトルファン出土文書から具体的な事例を挙げることができる。例えば、唐開元二年（714）の西州蒲昌府文書の中に、数多くの「長探」、即ち長期的に探候を担当する人についての記載がある⁽²⁴⁾。米国プリンストン大学のガスト？図書館所蔵「唐西州高昌縣下武城城牒為賊至泥嶺事」は、典型的な事例を提供する。その内容は以下の通りである。

文書 G 「唐西州高昌縣下武城城牒為賊至泥嶺事」(Peald 1c recto)

- 1 高昌縣 蘄武城城
- 2 蘄：今日夜三更，得天山縣五日午時狀稱：得曷畔戍主張長年
- 3 等狀稱：今月四日夜黃昏得探人張父師，侯君洛等二人口云：
- 4 被差往鷹娑已來探賊，三日辰時行至泥嶺浴口，遙見山頭（谷）
- 5 兩處有望子。父師等即入柳林裏藏身，更近看，始知是人，見兩
- 6 處山頭上下，始知是賊。至夜黃昏，君洛等即上山頭望火，不見
- 7 火，不知賊多少。既得此委，不敢不報者。張父師等既是望子，
(後 缺)⁽²⁵⁾

(22) (宋)王欽若等(編)『宋本冊府元龜』，中華書局影印本，1989, pp. 4000 下-4001 上。

(23) (宋)曾公亮・丁度(撰)『武經總要』卷15(中国兵書集成3)解放軍出版社／遼瀋書社，1988, p. 758.

(24) 日比野丈夫「唐代蒲昌府文書の研究」，《東方學報》(京都)33, 1963, pp. 267-314.

(25) J. O. Bullitt, "Princeton's Manuscript Fragments from Tun-Huang", *The Gest Library Journal*, 3-1/2, 1989, p. 17, pl.

この文書には「高昌縣印」が押されている。陳国燦は、文書中の「張父師」という人名がその他の文書にも見出されることから、本文書が顯慶元年（656）十二月の少し前の時点に書かれたと推測している。この文書は探候者が賊を偵察した経過をいきいきと描きだし、上述の『通典』に記された制度規定とも、それぞれ一致する。

4. 結論

本文ではコータン地域から新たに発見された、8世紀後半におけるコータン地方の軍鎮間で授受された数件の文書を紹介した。その中から、地方の軍情を処理する際の、唐朝の駐屯軍の最高機構である于闐軍が下級官府へ公文を発送する経路を、次のように知ることが可能である。

于闐軍——都守捉——（坎城）守捉——（傑謝）鎮——都巡，堡鋪押官——行官，探子

このようなシステムを通じて、唐朝の鎮守軍の政治命令が順次下達されたのである。

現存するコータン地方の上から下への下達官文書からみれば、牒狀・帖文の文書格式は敦煌・トルファンに保存されている唐朝の正式な州縣官府間の文書と完全に一致するだけでなく、用語も同様なのである。これは、コータン現地は非漢語を用いる西域の胡国であるが、中原の政権運営と密接に関係する軍政系統の文書はすでに「唐朝化」し、中原内地とほとんど区別が無くなっていたことを表明している。

更に一步進んで言えば、本文で集中的に議論を行った賊路・探候についての数件の文書は、コータンの軍鎮系統の防禦体制と運用は、完全に唐朝の制度と令敕文書の規定に従って運営されていたことを表明する。従って、少なくとも8世紀中葉以降、コータン現地では、文書表現の書式・用語がすでに「唐朝化」しただけでなく、その中身も唐内地と一致することになる。

今までに発見されたコータン語と漢語による二言語文書は数が少ないので、このような制度を通して駆使される政治権力がすでにコータンの土着住民にまで達したか否か、我々はまだはつきり知らない。Hedin 24は珍しい二言語文書であり、毗沙都督府のある官衙の典が六城地区の関係する吏人（所由）に発送した牒である⁽²⁶⁾。これは唐朝がコータンを統治した最後の時期において、この種の文書制度およびその上に機能する政治権力がすでにコータンの地方社会に浸透していたことを示しているように思われる。

（2013年9月10日初稿、2018年12月17日修訂）

9; 陳国燦「美國普林斯頓所藏幾件吐魯番出土文書跋」、『魏晉南北朝隋唐史資料』15、武漢大学出版社、1997, pp. 109–112.

(26) 榮新江「漢語—于闐語双語文書の歴史学考察」、新疆吐魯番学研究院（編）『語言背後の歴史：西域古典語言学高峰論壇論文集』、上海古籍出版社、2012, pp. 20–21.